

令和 7 年

総務委員会

6 月 13 日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

令和7年6月13日

午前10時00分 開会

午前11時23分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	鈴木智和	副委員長	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	武谷 としお
委員	三浦桂司		
議長	近藤ひろひで		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤健治	議事課長	深草広治
議事担当係長	矢野佑輔	議事課専門員	近藤恒明

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	小串真美
行政経営部長	伊藤正弘	市民生活部長	川島康孝
健康福祉部長	塚本由佳	秘書広報課長	伊藤克代
企画政策課長	萩野昭久	公共施設管理課長	北川宜志
財政課長	浦倫彰	総務課長	田木勇
防災防犯対策課長	中野忠之	税務課長	堅田直寛
市民課長	杉浦由季	こども保育課長	小川正寿

### 5. 傍聴議員

岡島ゆみこ	青木けんじ	中堀りゅういち	浅井たかお
毛受明宏	服部龍一	郷右近修	林ゆきひろ
一色美智子	堀内ちほ	清水義昭	ふじえ 真理子

### 6. 傍聴者

2名

午前10時開会

○総務委員長（鈴木智和議員） おはようございます。

定刻に御参集いただきありがとうございます。ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございました。

続いて、議長より挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（近藤ひろひで議員） よろしくお願いします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございました。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御了承おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（鈴木智和議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますよう、お願いいたします。また、反問を終了するときも意思表示を明確にされるよう、お願いいたします。

初めに、議案第51号 財産の買入れについて（ひまわりバス車両）を議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） それでは、議案第51号 財産の買入れについて、御説明させていただきます。

下記のとおり財産を買い入れるものでございます。

記といたしまして、1、物品名はひまわりバス車両です。

2、納入場所は市が指定する場所です。

3、数量は1台です。

4、買入れ金額は2,464万円です。

5、買入れ先は、名古屋市瑞穂区神穂町7番1号、愛知日野自動車株式会社、代表取締役、川村保憲です。

6、契約方法は随意契約です。

この案を提出するのは、ひまわりバス車両を買い入れるため必要があるからでございます。

また、随意契約については、今回買い入れる車両の販売権を有する事業者が、県内では愛知日野自動車株式会社1社のみのためでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 ひまわりバスの今回の買入れの2,400万ですね。これ、前回のひまわりバスよりも50万ぐらい価格が上がっていると思うんですけども、どのようなことで上がっているのかと、その辺でどのように仕様が変わったのかと、ロング、ポンチョだったと思うんですが、ショートボディーかロングボディーか、また教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁を願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 車両自体は昨年度購入したものと、車両の仕様自体は同じになります。何が違うと言いますと、違いはバスのデザインと、後部に広告枠を設置します。価格が55万ほど上がっているんですけども、上がっている理由は、車両自体の金額は変わっていません。で、なぜかというと、車体へのラッピング費用が増加しているということと、あと先ほど言いました、バスの後部に広告枠というのをつけますので、その部分の費用が上がっております。

ポンチョですけど、ロングになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 ラッピング代が高くなつたという認識でよかつたでしょうか。ちょっとその広告の辺。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 大きいのはラッピング費用の部分が上がっていることになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

すいません、いとう委員。訂正します、いとう委員。

○いとうひろし委員 何だったか忘れちゃつたわ。

○総務委員長（鈴木智和議員） 三浦委員。

○三浦桂司委員 今、広告枠を設定すると言わされましたけど、去年のバスは、豊高のイラストレーション部にデザイン用の原画、書いてもらって、秋まつりで3部ぐらい展示して、市民投票してラッピングしたという経緯がありますけど、これ、今回はそういうことがなくて、全てバスの後部に広告枠と言われましたが、側面はどうされる予定ですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 今回も、イラストというんですかね、デザインをやります。で、今回は小中学生に、市内の小中学生に募集をしまして、同じように市民投票みたいな形で決めていこうと思います。で、そこで、広告枠の部分は、広告が来るよというような形の条件でデザインを募集をするような形で考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員、関連ですか。

○いとうひろし委員 関連です。

○総務委員長（鈴木智和議員） いとう委員。

○いとうひろし委員 このひまわりバス、ロングボディーということで、カタログを見ると、ポンチョのロングのボディーの、1,541万4,000円という価格が載っているんですけど

も、今回の2,464万円とのこの差額はどんなことでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 先ほどのラッピング費用と、あと、中にワンマン機器つていって、料金箱とか運賃の表示機とかを別で設置をしますので、その部分でほかに費用はかかりますので、その差になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今回の車両は、どの地域を走ることになるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 今回は、一応、今、中央循環の赤ルートの今走っている車両が今一番古い車両になりますので、その車両を交換というんですかね、新しくする予定であります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 現在の車両はどのようにするんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 来年度になりますけど、下取りのほうを考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、見積りをもらいまして、そういういた価格交渉ってするものなんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 車両の価格交渉ということですかね。もう既に見積りを取っておりますので、これから車両の価格交渉ということをすることはありません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 先ほどの広告枠とラッピング、これは、これも愛知日野自動車さんにお願いする一括発注なんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 委員のおっしゃるとおりです。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、去年、今年と、また再来年度も予定あるみたいなんですけど、まとめて買うと安くなるとか、そういういた検討はしないんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 補助金というものがありまして、年度で上限で、何台買っても1,000万という上限がありますので、年度で分けることで、その補助金のほうが複数交付される可能性がありますので、基本的にはちょっと分けて買うという形で考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 隣の大府市ではB Y Dの、電気バスですね、その導入をして、ゼロカーボンシティーの実現に向けた取組の推進というのをやっております。そういういた、こういった取組の検討というのはないんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） まず、価格のほうが一般財源で倍ぐらいかかるということと、名鉄さんのがE Vバスというのを持っておりまして、一度豊明市のほうを試走をしてもらいました。で、E Vバスのほうはちょっと小回りが利かないものですから、基本的にこういった路線バスは、切り返しというんですかね、バックするのが安全上禁止されておりまして、カラットの停留場だとか文化会館を出るときに回り切れないものですから、そういうこともありました。そういういた部分と、あと費用面もありまして、同じポンチョのバスを選びました。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 賛成いたしますが、私ところを含めて、多くの地域が高齢化していて、団塊の世代の人も後期高齢者に入っています。買物とか病院通いなどの移動に困っておられる方、実際おられますので、チョイソコを一部導入してもらってしのいでおりますけども、免許の返納も増えつつあって、そういう人にとっての交通手段というのは、いわゆる足の確保というのは喫緊の課題でありますので、バスのルートは公共交通会議で決定しますが、限られた台数ですけど、うまく活用しながら、ルート変更も今後十分考えていただくことを要望して、賛成いたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は全会一致により原案のとおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第53号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、議案第53号 豊明市税条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第20条は、公示送達の確認をインターネットで閲覧可能にするための改正でございます。

その下の第33条の2と3ページの第35条の2、飛びまして、5ページの第35条の3の2、その下の第35条の3の3、こちらにつきましては、大学生世代の子の給与収入が123万円

超188万円以下までは、親等は控除が受けられる特定親族特別控除、こちらが創設されたことに伴いましての改正でございます。

戻りまして、2ページをお願いします。

第33条の7の寄附金控除は、公益信託に関する法律が改正されたことに対応するために改正するものでございます。

飛びまして、6ページから7ページの第57条の3、第2項と第5項、こちらは、ごめんなさい、あと、同じ第57条の3の他の項と表記を合わせるために、こちらは改正するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第81条第2項は、精神障害者保健福祉手帳の定義が定められていなかったこともありまして、今回修正を行うものでございます。

続きまして、9ページから10ページにございます第82条及び第83条につきましては、原動機付自転車と小型特殊自動車の試乗標識について定めたものでございますが、それぞれ文言の修正を行うものでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例についてですが、公益信託に関する法律が改正されたことに伴い、削るものでございます。

11ページをお願いします。

附則第12条の3は、小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等への用途変更を行った場合に、課税標準額は変更後における平均負担水準方式ではなく、前年度以前から変更後の用途であったとみなして、負担調整措置を適用するみなし方式で算出する措置を継続するものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

附則第16条の2の2は、加熱式たばこの税率を令和8年4月1日から段階的に引き上げ、紙巻きたばこの税額を解消するために課税方式が見直されるものでございます。

なお、附則としまして、各改正の施行日と経過措置についてお示ししております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 新旧貸借……。貸借じゃないですね、対照表の5ページから記入があ

る特定親族の件です。

これ、大学生の年齢という話なんですけども、細かくお願ひします。あと、収入の制限とかも細かくお願ひいたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 大学生世代ということで、年齢につきましては19歳以上23歳未満の方が対象となります。内容としましては所得税と、地方税というんですかね、市県民税ではちょっと違うんですけども、所得税につきましては150万円までです、大学生世代の子が150万円までアルバイト等で収入があった場合でも、親の控除が受けられると。これまで103万円というのが1つの壁がございまして、そこを超えてしまうと親も控除が一切受けれないとか、あと、お子さん自身も税金がかかってしまうというのが、こちらのほうで控除も受けられるという形で、親の負担が減るということになります。

市県民税につきましては、こちらの控除の額が160万というのが上限になっております。段階的にこちらのほうが控除額が下がっていくという形になりまして、最終的に188万円までの収入であれば、親の控除が受けられるという形の制度になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今まで103万円を超えると、親の控除がゼロになっておりましたけれども、今回の改正で、今の親の控除額がどうやって変わるのかちょっと、もう少し詳しくお願ひいたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、今回の税制改正で103万の壁が123万まで、こちらのほうに上がります。さらに……。

（ゆっくりの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 課長、ゆっくりという御要望がありましたので、お願ひします。

○税務課長（堅田直寛君） では、改めて、すいません。

まず、103万の壁が、123万までは控除といいますか、どちらのほうまで上がります。これはよろしいですかね。

で、段階的な控除の説明になりますけど、ちょっとこれ、かなり細かくなりますけども、

まず、123万円まで給与収入、これ、給与でのモデルケースなんですけども、123万円までは親の控除、これ、住民税については45万円。これ、段階がありまして、さらにつづいて、ごめんなさい、すいません、じゃ、ちょっと、ちょっと改めて申し上げます。123万円までが45万円、これ、超えて160万円までも45万円、こちらのほうについては、4つの段階があるんですけど、全て住民税については45万円になっております。160万円超165万以下ですね、こちらのほうの収入については親の控除は41万円、5万円刻みになりますけど、次が165万円超で170万円以下が31万円、170万円超で175万円以下は21万円、175万円超で180万以下、こちらが11万円、180万円超で185万円以下が6万円、最後、185万円超で188万以下が3万円、こちらが上限となっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今の特定親族なんですけど、例えば大学院の方だとか、あと大学進学、遅れた方、23歳以上とか、そういった方も特定親族になるんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 先ほど申し上げましたとおり、年齢制限がございまして、19歳以上23歳未満になりますので、一般的には大学院は大学院ごとになるので、該当しないかなという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 資料、11ページですか、平成24年度から平成26年度における用地変更宅地が平成27年度から令和8年度に変わっていますけど、この平成26年から現在までの問題というのはなかったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 課税 자체は特に問題ございません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 2ページで、33条の7、（9）（11）で、寄附金税額控除がどの

ように変わらんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 寄附金税額控除ですね、こちらのほうも大分ちょっと変わりまして、大きく申し上げ、ごめんなさい、幾つか申し上げますと、まず、これまでの信託財産につきましては、金銭のみという形でなっておりましたけども、これは金銭以外で、例えば不動産であったりとか、美術品というのもなります。で、あと、新しい公益信託法によりまして、認可を受けた全ての公益信託が公益法人並みの税制優遇を受けるという制度になります。ほかにも公益信託法の改正が、主務官庁制度を廃止して、内閣総理大臣とか都道府県知事、うちでいうと愛知県知事になりますけども、そういったものが公益法人と共に認可監督制度と、そういうふうに変わるというのが大きな制度変更になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところで、公益信託の信託財産が、愛知県知事または教育委員会からの所管というのが、愛知県知事だけに変わりました。その背景、理由は何なんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今回の法律の改正の趣旨としましては、公益信託自体が非常に使いづらいということがございまして、理由としましては、先ほどちょっと申し上げましたけど、まず許可監督とかが、基準がそれぞれ統一されてなかつたというのもございます。また、税法上の優遇措置を受けるための要件が非常に厳しかつたということで、実際に公益信託を使う方というのは非常に少なかつたというのがありまして、その公益信託自体を使いやすいようにするというのが、国の方で改正したというのが趣旨になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 1ページのところで、20条の改正で、電子計算機の映像面に表示とあります。現在は公示事項の書面はネットには上がっていないのでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 現状の公示送達につきましては掲示板、市役所でいいますと電話ボックス、出て、出てというか、バスの停留所の左といいますか、そちらにある掲示板、こちらのほうで掲示する形になっております。こちらにつきましては書面でということが今は決まっておりますけども、今回の法律の改正の趣旨としましては、インターネット等で閲覧ができるようになるというのが改正の趣旨となっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 では、今後はホームページに上げていく予定なんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今おっしゃったとおり、今後はインターネットというか、ホームページ等を含めて、どこのちょっと場所になるかというのは今後の検討になりますけども、インターネットで閲覧できるというような形に変えていきます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと先ほどの103万と123万の控除の件なんですけども、ちょっと通告外だったら、委員長、取り下げてくださいね。

先ほど、親の控除について書かれていますけども、子どもの所得税とか住民税は、19歳から23歳まで、これ、どうなるのかはこれでは、ここではちょっとあれですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、先ほどの大学生の件なんですけども、こちらのほう、所得税と住民税というか、こっちのほうでちょっと大きく変わっておりまして、今後ちょっとうちのほうも非常に心配しているんですけども、今回、所得税のほうの変更がメインになっておりまして、例えば、今、市県民税の非課税の年収というものが実は97万円になっています。そもそも今、いわゆる103万の壁ということで、所得税と住民税も既に変わっているのが、住民税だけがちょっと取り残された形になってきますので、所得税は非課税になつても、住民税は課税されるというのがございます。そういったこともあるのと、あと社会保険料、こちらのほうもちょっと変更はないものですから、所得税に限つていうと、お子様は150万までは非課税でいけるという形にはなっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第53号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号 豊明市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） それでは、議案第54号 豊明市都市計画税条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要があるからでございます。

附則第19項は、小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等への用途変更を行った場合、課税標準額は変更後における平均負担水準による方式で算出するのではなく、前年度以前から変更後の用途であったとみなして負担調整措置を適用するみなし方式で算出する措置を継続するものでございます。

附則としまして、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第54号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は全会一致により原案のとおり可決するべきものと決しました。

続いて、議案第58号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者の説明を求めます。

深草議事課長。

○議事課長（深草広治君） それでは、議案第58号 令和7年度豊明市一般会計補正予算（第2号）のうち、議事課所管部分について御説明いたします。

補正予算書8ページをお開きください。

1款1項1目 議会費193万円の増額につきましては、本課職員1名が本年6月をもつて退職されることに伴い、行うものでございます。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 田木総務課長。

○総務課長（田木 勇君） 続きまして、総務課所管分について御説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書の8ページをお開きください。

下段の2款1項7目 財産管理費、3、財産管理事務事業の手数料82万1,000円の増額です。こちらは、売却困難となっている普通財産の土地の売却促進のための仲介手数料となるものです。

続きまして、10ページをお開きください。

上段の2款4項3目 参議院議員選挙費、1、参議院議員選挙執行事業の選挙公報等配布委託料239万8,000円の増額は、物価高騰や人材不足の影響により増額するものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。

中段、15款3項1目3節 選挙費委託金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました委託料と同額のものを計上しております。

以上で総務課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） それでは、公共施設管理課所管分について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業、右側説明欄1行目の手数料1万円の増

額は、次に説明します青い鳥保育園多目的トイレ整備に伴う建築確認申請の手数料になります。

次の行の青い鳥保育園多目的トイレ整備工事設計業務委託料572万円は、災害時、通常時において、障がいをお持ちの方や医療的ケア児の方が利用することができるよう、多目的トイレを整備するための設計業務を委託する費用となっております。

次に、公共施設劣化状況調査業務委託料1,578万5,000円は、豊明小学校、中央小学校、沓掛小学校の劣化状況を詳細に調査し、今後の長寿命化対策の基礎資料作成を委託するものです。

次に、歳入、基金繰入金について御説明いたします。

6ページをお開きください。

一番下の表になります。18款 繰入金、1項 基金繰入金、2目 教育基金繰入金600万円の減額は、1号補正で計上しました福祉体育館の温水ヒーター更新工事への基金充当を取り下げるものです。

続きまして、次のページ、7ページをお開きください。

7ページ、一番上の表になります。3目 公共施設建設及び整備基金繰入金1,100万円の増額は、歳出で御説明しました公共施設劣化状況調査委託に充当するものです。

次に、同じページの一番下の段の表になります。21款 市債、1項1目 総務債、右側説明欄の保育園改修事業570万円は、歳出で御説明しました青い鳥保育園多目的トイレの設計委託に充当するものです。

次の行、福祉体育館改修事業730万円は、1号補正で計上しました福祉体育館温水ヒーター更新事業に充当するもので、18款 繰入金で教育基金繰入金600万円減額としたのは、この市債に変更するためです。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 萩野企画政策課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 続いて、企画政策課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

最下段の歳出、2款 総務費、1項8目 企画事務事業の手数料300万円は、企業版ふるさと納税のマッチング支援に関するものです。成功報酬型で、企業版ふるさと納税のマッチングが実現した際に支払う手数料になります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田税務課長。

○税務課長（堅田直寛君） 続きまして、税務課所管分について御説明いたしますので、補正予算書の9ページをお願いいたします。

2款2項1目 税務総務費の右側説明欄の通信運搬費86万3,000円、手数料43万1,000円、1行飛ばしまして、電算事務機器使用料4万4,000円、定額減税補足給付金1億2,000万円は、令和6年分の所得税が確定しましたので、不足分をお願いするものでございます。

当初予算時にも御説明させていただきましたが、昨年度の定額減税調整給付金は、令和5年の所得を基にした推計値を用いて算出したことなどにより、令和6年分の所得税確定したことで、本来給付すべき額と差額が生じたということで、その不足分を給付をお願いするものでございます。

戻りまして、3行目の標準地鑑定業務委託料1,121万円の増額ですが、こちらは令和9年度の評価替えに向けまして、市内の標準宅地170地点を選定し、鑑定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書9ページをお開きください。

下段、2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、2、住民記録電算処理事業、電算関係借上料45万5,000円の増額です。マイナンバーカード業務の各種申請書を作成するシステムの借上料です。

下段、3、戸籍住民基本台帳事務事業、電算関係委託料2,207万4,000円の増額です。マイナンバーカード総合支援の窓口業務委託及び戸籍の振り仮名記載に係るコールセンターの業務委託です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費補助金1,951万円の増額です。こちらは、歳出で御説明した電算関係借上料及び委託料のマイナンバーカード総合支援窓口に係る国庫補助金で、補助率は10分の10です。

下段、2、電算管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金301万9,000円の増額です。こちらも先ほど歳出で御説明した電算関係委託料のうち、戸籍の振り仮名に係るコールセンター業務、国庫補助金で補助率は10分の10です。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 中野防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 続きまして、防災防犯対策課所管分を御説明いたし

ます。

歳出から説明いたしますので、13ページを御覧ください。

9款 消防費、非常備消防活動事業、右側説明欄、備品購入費330万円は、消防団に配備するホースなどの資機材の購入費になります。

その下、消防設備設置事業、説明欄、立ち上がり消火栓設置等補助金280万円は、立ち上がり消火栓の移設の補助に関する補助基準額の増額と、立ち上がり消火栓の撤去と消火器の設置を補助の対象とするための増額となります。

その下、災害対策事務事業、説明欄、消耗品31万1,000円は、防災備蓄倉庫の消耗品購入になります。

その下、自主防災組織等活性化推進事業委託料88万3,000円は、物流拠点診断及び避難所運営訓練の委託費になります。

その下、災害時用資機材購入費39万1,000円は、防災啓発用資機材の購入費になります。

続いて、歳入の御説明をしますので、5ページをお開きください。

14款 6目 消防費国庫補助金、右側説明欄、自主防災組織等活性化事業費補助金158万5,000円は、歳出で説明いたしました災害対策事務事業に対する100%補助になります。

その下、消防団の力向上モデル事業補助金330万円は、歳出で説明しました非常備消防活動事業の備品購入費に対する100%補助になります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 浦財政課長。

○財政課長（浦 優彰君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳入となります。

6ページをお願いいたします。

下から2つ目の18款 繰入金、財政調整基金の1億9,894万1,000円は、このたびの補正予算の一般財源となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

武谷委員。

○武谷としお委員 補正予算書、ごめんなさい、豊明市一般会計補正予算書（第2号）の8ページ、2款 総務費、1項 総務管理費の中で財産管理事務事業のところです。先ほ

ど、土地売却手数料というお話だったんですが、どちらの土地でしょうか。詳しくお願ひします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

田木課長。

○総務課長（田木 勇君） 今回は、阿野町北上ノ山の国道1号線の坂部の交差点南側にあります、旧歴史民俗収蔵庫があった土地になります。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 5ページの14款 国庫支出金、2項 都市構造再編集中支援事業費補助金1億8,120万、これ、昨日の本会議で、非常に評価された事業で、他市町よりよいということですが、具体的にどのまちと比べて、どのぐらいの金額がよかつたのか、教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

浦課長。

○財政課長（浦 優彰君） 本委員会所管外の補助金ではないかというふうに思います。

終わります。

○総務委員長（鈴木智和議員） 失礼しました。議案外でございました。

ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 8ページ、下の表、2款 総務費、公共施設管理事業で、青い鳥保育園の多目的トイレですけど、これ、新規の工事だと思うんですけど、従来の建物と接する部分とかの劣化状況があると思うんですが、そういったものはどうなるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 北川課長。

○公共施設管理課長（北川宣志君） 基本的には既設の園舎とは切り離して、別棟の増築と考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところで、普通の住宅のトイレなら、設計費用100万、200万だと思うんですけど、大きさが5平米の平屋で500万の設計です。どんな、それで、建設費用ってどのぐらいかかるような予想していますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

北川課長。

○公共施設管理課長（北川宜志君） 概算工事費というのは、今時点でちょっと算出はしておりません。ただ、これまでの実績を踏まえて、直近で南部児童館でのトイレ増築工事というのがありますと、そのときに2,000万という工事費がかかっておりますので、そこが1つの目安とは考えております。上限の目安とは考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 9款 消防費、1項 消防費の中の災害対策事務事業、消耗品費31万1,000円増、先ほど倉庫内という話があったんですが、倉庫内の何を購入とか、何か決まっているんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 今、備蓄倉庫の中の整理が不十分ということで、自主防災組織のほうも指摘、課題として考えておりますので、そちらのほうを今回診断しまして、整理をするということを考えておりますので、備蓄倉庫の中、全部を対象として整理をするというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 委員の方に申し上げます。

質疑については、ページ数を示してからお願ひいたします。

ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 すいませんでした。

同じく13ページの先ほど同じところ、災害対策事務事業、今は消耗品費のところをお伺いしたんですが、一番下の災害時用資機材購入費、こちらのほうは何か決まっているんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） こちらのほうは、啓発用の撮影機材などを購入する予定をしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 今の同じところなんですけど、13ページの330万の、これ、具体的に、モデル事業ですか、これはどのような国のメニューによって採択されたんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） こちらのほうは、消防団の、すいません、ページ数が5ページにあります消防団の力向上モデル事業補助金、こちらのほうの申請をいたしまして、こちらのほうは消防団の充実強化につながる取組を全額国費で支援する事業になつております、こちらのほうの補助金で購入をいたします。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 8ページの下段の表の、最下段ですか、手数料の企業版ふるさと納税のマッチング手数料ですね。これ、ちょっと、昨日何か金融機関が行っている事業所の営業活動から豊明に寄附してもらうと言われましたが、ちょっと、もう少し具体的な内容を教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） こちらは、この手数料は、企業版ふるさと納税制度についてのマッチング支援に対する手数料になります。これは事業所独自のネットワークやノウハウを活用しまして、企業版ふるさと納税を利用したい企業を探して、事業者ほうに探してもらって、豊明市の事業や活動を紹介して寄附を獲得をしてもらうものになります、で、寄附を獲得してもらったときのみ手数料を支払うような仕組みで、成功報酬型になりますので、寄附がなければ費用が発生しないものになります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 金融機関にお願いするということで、ホームページの設定、プッシュ型という感じですか。どういう感じですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 金融機関にお願いするというわけではなくて、こういったことをやっているのが金融機関が多いということになります、で、寄附が獲得されたときのみ、費用を支払うような形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 今のところの関連です。

昨日、本会議場で上限1,000万円、手数料が10%というお話なんですが、この10%の手数料というのは固定なんでしょうか、それとも変動性なんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 上限1,000万というのは、この予算の積算上で、提案のあった、幾つか提案いただいているんですけど、その中の1つの最低取扱い額が1,000万ということでしたので、それを基に予算を積算しております。

10%は、今回の募集に関しましては10%というのを上限にしておりまして、今後、取りあえず10%で始めるんですけど、実績などを見まして、今後それを上げていくということは考えていきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところなんですけど、これ、プロポーザルの募集が5月26日ですか。で、6月、今、13日なんですけど、募集ってあるんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 複数、募集は来ております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、議案が否決されたら、当市においては損失はないと思うんですけども、公募を企画提案される企業には機会費用が発生しますけど、そういうことを応募した業者に、悪いだとか、失礼だとか、そういうことはないんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

萩野課長。

○企画政策課長（萩野昭久君） 募集要項のほうに議決についてのことは明記しておりますので、そういう条件で募集をしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 9ページの上段の、最下段の定額減税の補足給付金ですけども、これも去年から非常に制度が複雑で、1回で終わった方と、まだまだ、もう半年以上も続いているんですけども、年金の対象者、年金のみの対象者は完全ではないと思うんですけど、該当すると聞いたんですけども、その人数って今どれぐらい残っているか分かりますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今の数字ですと、約1,400人という形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、当初は1億2,000万の見込みでしたけども、これ、2億4,000万に、倍になっていますよね。その理由はちょっと、制度が複雑で補足できてないということですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） まず、今、三浦委員がおっしゃっていただいたとおり、制度自体が非常に複雑なことと、あと、こちら、昨年度の、先ほどちょっと御説明させていただきました、推計値のときは推計でやったんですけど、今回については確定という形になりますので、それで数字を出すのが非常に困難であったということがあります1点。

あと、こちらの数字の出し方につきましては、私ども、国から算出された計算式等で当初予算をさせていただいたんですけども、その算定式が、言葉は非常に悪いんですけど、非常に簡略なものでございまして、例えばんですけども、令和5年度の納税義務者に調整率を掛けた数字だよということと、もう一つは国勢調査の人口に調整率を掛けた人数だよというぐらいの計算式でしたものですから、それで当初予算、上げさせていただいたんですけども、4月にさらに詳しい算定ツールというのが国から来ましたので、それで改めて計算させていただいたところ、現行の数字になったというところでございます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 原資は国庫なんですけども、市の職員の人事費って大分、もう1年近くかかるって、これは国庫は計算されないと、国庫は出ないということでいいですよね。市の、豊明市の持ち出しという感じですね。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、歳入につきましては、企画政策課のほうで取りまとめしているということで、基本人事費とか含めて、経費も含めて入ってきているという形になっております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これ、ここで終わりですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） 今回の定額減税ですね、昨年度から続いたこの定額減税につきましては、今回で終了という形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 12ページ6款 農林水産業費の右側説明欄の農地利用……。

（違うの声あり）

○いとうひろし委員 違うね。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 13ページです。9款 消防費のところ、立ち上がり消火栓設置補助金です。

今回初めて撤去費用が入ってきたと思うんですが、うちが住んでいる区がこの間撤去しました。金額的に大体80万円弱ぐらいかかるんですけども、これ、幾つかの区が来たら、あっという間に280万消えてしまうかと思うんですが、この積算根拠をお願いいたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 今回は、撤去につきましては1基20万円、1か所20万円を対象としております。で、全部で10基の予定をしております。こちらの20万円につきましては、市のほうで把握しております撤去費用が平均で大体60万円ぐらいというふうに聞いておりますので、そちらのほうの3分の1の費用で計算しております。

以上になります。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 今のところ、立ち上がり消火栓の撤去なんですけど、10基の予定ということなんですけど、今後また増えた場合はどうするんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） 10基分の予算で今考えているんですけど、増えていきましたら、またそのとき検討するというような形になると思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 ちょっとそれで、あと、どのように補助要綱が変わっていくんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） まだ補助要綱のほうはこれから改正していきますので、具体的にここがどのようにということは、ちょっと今の段階ではお答えすることができません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは9ページの下段の表、戸籍住民基本台帳事務事業の電算関係委託料で、窓口業務の委託とマイナンバーの関係なんですけれども、これ、窓口業務の申請は何ができるのか、オンラインで可能なものはちょっと何なのか、ちょっともう少し詳しくお願いたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） オンライン窓口というのは、市役所の一角にパソコンを用い

たブースのほうを設置しまして、そこから専用のオペレーターにつながる遠隔対応の窓口を考えておりまして、オペレーターがマイナンバーカードの申請やお問合せなど対応するという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは全員、ここの役所でやるわけですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） 市役所にお越しいただいた方にはお使いいただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと関連で。

遠隔でどうのこうのって、コールセンター、聞いたんですけど、ちょっとそのイメージを教えてください。

○総務委員長（鈴木智和議員） 御答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） このオペレーターなんですが、豊明市専属のオペレーターで、市役所に滞在するわけではないんです。複数の自治体と合わせまして、1か所の場所で、それで回線を用いて豊明市を対応していただくという形になりますので。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 9ページ、2款 総務費、2項 徴税費ですね、標準地鑑定業務委託料なんんですけど、これ、3年前に業務内容が変わらないということだったんですけど、1,121万の予算と。で、標準地も164か所が170か所と、これは変わらないんですけど、どうしてこのような多額になるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

○税務課長（堅田直寛君） ごめんなさい、多額になるというのは……。

（標準地が変わるんでしょうかの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁できますか。

○税務課長（堅田直寛君） ごめんなさい、質問の趣旨がちょっとよく……。ごめんなさい、もう一度ちょっと言っていただけますか。

○総務委員長（鈴木智和議員） こんどう委員、もう一度ゆっくり、分かりやすく質疑をお願いします。

○こんどうのぶお委員 じゃ、変えましょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 変えます、じゃ、副委員長。

○こんどうのぶお委員 これはどのような業者に委託するんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） こちらにつきましては、不動産鑑定士協会というところに随意契約をお願いしております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 この業務内容で、基礎資料の収集や路線価の確認などは、職員の方でもできるんではないでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 堅田課長。

○税務課長（堅田直寛君） この業務につきましては、基本的にはこちらの、まず固定資産評価額というものが法に定められておりまして、地価公示及び地価調査、こちらのほうの公的の土地評価との均衡化とか適正化に努めるものとされておりまして、この業務につきましては、全て鑑定評価価格の算定を行うことが必要不可欠であります、こういったことができるものが鑑定士協会に限定されるということになっておりますので、職員ができるというものではございません。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 先ほどの9ページの下段の先ほどのマイナンバーカードの窓口業務のことなんですが、これ、以前説明で簡素化されるという話があったと思うんですが、どのようなものが簡素化されて、例えば申請や何かの日数やなんかも変わってくるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

杉浦課長。

○市民課長（杉浦由季君） まだ国のほうから、簡素化という通知のほうは実際受けてお

りませんので、今までどおり、現行のとおり、申請の手続は行っていただくという形になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 10ページ、2款 総務費、選挙公報配布委託料なんですけど、これ、委託先とか配布の方法が変わるんですか。一回確認です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 田木課長。

○総務課長（田木 勇君） 委託先については変更はありません。

配布の方法につきましては、委託業者が、今まで新聞販売店のネットワークを使って配達をしていたというところが、同じ事業所ではあるんですけども、ポスティングの方法を使って配布をするというところは変更があります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、シルバー人材センターとかもあると思うんです。そういうところに交渉はしなかったんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 田木課長。

○総務課長（田木 勇君） シルバー人材センターとは交渉はさせていただきましたが、短期間で正確に配布するのは難しいということで、できないという回答はいただいております。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） 副委員長。

○こんどうのぶお委員 これ、見積り、1者しか取ってないということだったんですけど、ここしかできないとか、そういうことなんですか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 田木課長。

○総務課長（田木 勇君） 実は複数の事業者さんに、先ほどのシルバー人材センターを含め、複数の事業者さんに相談をさせていただきましたが、短期間、選挙公報は短期間に配布をしなければならない、また正確に全世帯に配布をしなければないという条件を満たしてやれるという事業者はありませんので、最終的に1者から見積りを取得したということでございます。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 13ページ、9款の自主防災組織等活性化推進事業委託料ですけど、具体的にどのような委託になるんでしょうか。

○総務委員長（鈴木智和議員） 答弁願います。

中野課長。

○防災防犯対策課長（中野忠之君） こちらのほうの委託は物流拠点の診断と、あと、地域主導で行う避難所運営訓練の実施委託になります。

以上です。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 議案第58号、豊明市一般会計補正予算書（第2号）、青い鳥保育園の多目的トイレの設計、これは非常に高いということあります。もう少し精査していかなければいけないと思います。

あと、公共事業の委託料もいろんな箇所で、本当に状態監視が適切なんでしょうか。お子さんの教育施設でしっかりと予算をつけなければいけないと思います。

あと、企業版ふるさと納税の企画事業は議決前の公募であります。当市には影響ないということは勝手な答弁であります。議決を待たずに募集することはフライングで、議会軽視だと思います。

以上、多くの問題点があるため、本議案には反対とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 総務委員会の所管部分について、賛成の立場で討論いたしましたが、青い鳥保育園の多目的トイレの設置は、保育園というのは福祉避難所にも指定されておりますので、今後はほかの保育園も、何かこういうことがあれば、どんどん進めていただきたいと思います。

今回の公共施設の要望予防保全とか劣化判定する学校は、いみじくも市が、豊明が市になる前から、豊明町の時代からある学校で、今まで修繕とか改築を行ってきたと思いますけども、目視でできない経年劣化の部分があると思いますので、十分しっかりとやっていただきたいたいと思います。子どもたちが安心・安全に暮らせるようお願いしておきます。

企業版ふるさと納税ですけども、ベッドタウンとか日本一のベッド数を誇る藤田医科大学とか、いろいろあるんですけども、なかなかこれ、伸びないというのが現状ですので、しっかり税収を確保していただきたいと思います。

一番定額減税というのは本当に複雑で、4万円のうちの1万円、3万円と、また年金受給者などの対応が複雑過ぎて、一律支給でないと、これだけ時間がかかるものだということが白日の下にさらされたと思います。税務関係の人の労力とか大変なものがあって、職員各位においても、本当にここの部分は御苦労さまと申し上げて、賛成といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

武谷委員。

○武谷としお委員 豊明市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の討論をさせていただきます。

青い鳥保育園の多目的トイレ、ぜひとも要望されている保護者の方も立ち会っていただけたりとか、本当に使いやすいように設計をしていただきたいと思います。

あと、立ち上がり消火栓の補助金のほうなんですけども、これは長年地元の要望がかなったということだと思います。これからも多数撤去の話が出てくるかと思いますが、その地域の消防力が低下されないように、その辺は注視していただきたいと思います。

以上をもって賛成とさせていただきます。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成多数であります。よって、議案第58号のうち、本委員会所管部分については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員について、自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 御異議がありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時4分休憩

午前11時6分再開

○総務委員長（鈴木智和議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、陳情第1号 最低賃金の全国一律化を大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（鈴木智和議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 陳情第1号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情です。

陳情第1号ですが、採択といたします。

この陳情を見ると、2024年の若年単身者世帯の最低生計費試算結果において、必要最低賃金額が月額、男性約27万円、女性が約26万5,000円と、時間額では約1,806円となっています。愛知県では最低賃金が高いほうではありますが、1,077円と、最低賃金目標1,500円にも届きません。最低賃金法の改正を実現することあります。

また、日本を支えている中小企業の従事者は日本の7割、約3,300万人もいます。その方を支えるのは、中小企業支援策の拡充をすることが必要であります。よって、この陳情を採択といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは、題名は、最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の陳情について。

これは毎年出されている陳情ですけども、中小企業の支援の拡充と公正取引を求める陳情であれば理解できるんですけども、最低賃金の全国一律化の大幅引上げとなると、2024年の都道府県別最低賃金改正表をちょっと調べてみました。最高が東京都の1,163円、最低

が952円の岩手、高知、宮崎、沖縄県で、愛知県というのは1,077円で、東京、神奈川、埼玉、大阪に次いで5番目に高いという地域性があります。物価に負けない賃上げと最低賃金の引上げというものの、加速が理想なんですけども、利益が出ている製造業が盛んな地域とか、観光で潤っている県等、また水産、農業が主体産業で、利益幅が薄い地域の県などと比較するのはちょっと無理があります。また、利益が出ている企業とか商店と、また、資材、燃料、原材料になかなか価格転嫁できずに苦しんでいる中小零細が一律の大幅な賃金引上げをすると、店を畳まざるを得ない状況に追い込まれる可能性があって、倒産につながる可能性もあります。

最低賃金の全国平均というのは、この12年間で、平成25年は764円だったのが、令和7年度は平均1,000円超えております。超えました。超えると思いますだね、7年だから。昨年の税制改正で賃上げ促進税制が、最低賃金が上がっておりませんので、この陳情は、意見書を出すことに対しては不採択といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成少数でございます。よって、陳情第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第2号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（鈴木智和議員） 陳情ですので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求

める意見書の提出を求める陳情について、反対の立場で討論いたします。

国や地方公共団体が発注する契約というのは、適正な賃金で支払うことは至極当然のことだと思います。しかし、労働基準法とか民間は、労使が合意して給与は払われているもので、市が発注している事業に対しては適正な賃金を確保していると思います。最低賃金を守らない企業に対しては当然厳しく指導すべきですけども、今の段階で、法令違反をしない限り、労使で話し合うべきであって、意見書を提出することに対しては反対といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 陳情第2号、この陳情では公共サービス基本法第11条の履行、同法第4条の国の責務を求めています。公共サービス基本法第4条は、国の責務として、国民が健全な生活環境の中で、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを基本として行わなければならないとしています。また、国民生活の安定と向上のために国が果たすべき役割を踏まえ、公共サービスに関する施策を策定し実施するとともに、国に関わる公共サービスを実施する責務を有する公契約条例の制定を自治体任せにするのではなく、国が公契約法を制定するべきであります。この法律を早期に、かつ十分に果たすことを求めています。その意見には同意をします。よってこの陳情を採択とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成少数であります。よって、陳情第2号は賛成少数により不採択するべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（鈴木智和議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情について、不採択の立場で討論します。

昭和44年に総定員法が制定され、その後、減らされた定員を新規の行政需要に再配分する方法に改めて業務改革を行ってまいりました。その中で、行政のスリム化をも推進し、定員の合理化に取り組んでまいりました。また、行政需要の増大に応じた必要な公務員の定数も置かれており、5年ごとに定員の再配置、これも進めており、業務の改革を進めてまいりました。そして、国民の皆様から質の高いサービスを求められており、職員の安定的な採用、育成や技能継承を持続可能な体制を計画的に整備していく方針です。

このように、国民の皆様が安全・安心な暮らしを支えていく環境や育成にも取り組んでおり、不採択といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情であります。

この陳情第3号につきましては採択の立場で討論します。

本市においても、非常勤職員が非常に増えております。これでは官製ワーキングプアが増えてしまうことになります。本来は正規職員で、必要な公共サービスを安定的に提供すべきであります。

この陳情は国の定員削減と非正規を増やす要因が書かれています。総定員法の廃止と国家公務員の総人件費に関わる基本方針、及び国の行政機関の機構、定員管理に関する方針の撤回を求めていいます。国が率先して正規職員を増やし、国としての本来の役割を果たしていくべきであります。よって、採択といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成少数であります。よって、陳情第3号は賛成少数に

より不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願ひいたします。

伊藤行政経営部長。

○行政経営部長（伊藤正弘君） 特に申し述べることはございません。

○総務委員長（鈴木智和議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 陳情第4号、地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情について、不採択の立場で討論いたします。

住民の利便性の向上や業務の効率化にもマイナンバーカードを活用して、申請の簡素化や窓口の業務改革を支援し、自治体のDXを推進してまいります。人口減少の深刻化や急速な高齢化などの社会構造が変化しており、地方財政への引き続き地方交付税の充実した確保を図るとともに、安定的な地方税体系の構築を進めてまいります。地方創生に向けて、各地の特色を盛り込んだ取組を強力に後押しし、地方創生の充実化を強化していきます。また、エネルギー、食品価格等の物価高騰に対応するため、地方創生臨時交付金にて地方の取組を支援し、地方創生の取組をさらに加速し、地方の応援税制の延長を図ってまいります。

都市部とは違い、地方における人口減少と高齢化は、地域住民による共助ではカバーしにくい面も出てまいりました。全国一律の規制では、困難を抱える地方自治体は救えないと問題意識の下で、今後、規制改革に取り組み、法定率の見直しも検討してまいりますということなので、不採択といたします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

副委員長。

○こんどうのぶお委員 陳情第4号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対して、採択とします。

国民は憲法25条に基づき、全国のどの地域に住んでも健康で文化的な生活を営める権利

を有します。また、全ての生活面においても、社会福祉、社会保障の向上及び増進に努めなくてはならないとされています。また、令和6年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢を踏まえ、子ども・子育て政策の強化等に対応するため必要な経費を充実して計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上を行う一方で、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととなっております。

引き続き、大幅な財政不足について、地方財政の運営上、支障が生じないよう、適切な補填措置を講じることとしています。この地方自治体の財政を拡充することは必要であります。

以上の理由から、この陳情に対して採択とします。

○総務委員長（鈴木智和議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第4号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（鈴木智和議員） 賛成少数であります。よって、陳情第4号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（鈴木智和議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。

これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時23分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長